

1 議事日程(第3号)

(令和6年第4回久山町議会9月定例会)

令和6年9月4日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	阿部文俊	2番	久芳正司
3番	阿部哲	4番	本田光
5番	末松裕	6番	阿部恒久
7番	山野久生	8番	荒巻時雄
9番	佐伯勝宣	10番	只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

8番	荒巻時雄	9番	佐伯勝宣
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町長	西村勝	副町長	佐伯久雄
総務課長	久芳浩二	経営デザイン課長	小森政彦
税務課長	川上克彦	町民生活課長	井上英貴
健康課長	亀井玲子	福祉課長	稲永みき
都市整備課長	大嶋昌広	産業振興課長	阿部桂介
会計管理者	横山正利	教育課長	江上智恵
上下水道課長	平尾勇		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	篠原正継	議会事務局書記	淀川裕和
--------	------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

9番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今回私4問一般質問を予定しておったんですが、また今回も補助金目的の外使用、この議長により不許可となっています。議長の補助金目的の外使用の不許可は12回連続になります。文書でその理由をいただきたいなと思っておりますがどうでしょう。私は、久山町議会規則第61条第2項の規定に則った通告書を提出していますが、議長から直接ではなく今回も事務局を通じ質問を許可しない旨、電話で通知されています。しかも今回は、その理由を聞かせてください。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員、通告文の順に質問をお願いいたします。ここは私に質問する場所ではございませんので、執行部の方に質問を行ってください。

（9番佐伯勝宣君「質問じゃありません。質問してません一切。正式に文書で通告したものでございますので、議長には文書で不許可の理由を明確に書いていただきたいと思えます。不当なことです。」と呼ぶ）

佐伯議員、執行部の方に質問を行ってください。

○議長（只松秀喜君） 通告文通りに質問を行ってください。

ここは、質問の場所です。

（9番佐伯勝宣君「もう1点…」と呼ぶ）

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

（9番佐伯勝宣君「補助金目的の外使用の…」と呼ぶ）

佐伯議員、発言を禁止しますよ。

（9番佐伯勝宣君「仕方がないですね、公の議場で質すことに

意味があります。それ以外の場で議員個人が執行部に対し質問を行って説明を果たせる機会はありません。」と呼ぶ)

- 議長（只松秀喜君） 質問を行ってください。ここで暫時休憩に入ります。再開は9時40分、9時40分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時33分

再開 午前9時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐伯勝宣議員に注意します。

今後ああいうふうな発言があれば、地方自治法129条第1項にての発言禁止、並びに退去を命じますので、そのつもりで通告文通りの質問を行ってください。

佐伯勝宣議員発言を許可します。

佐伯議員。

- 9番（佐伯勝宣君） ちょっと今のは、世間一般の感覚からしまして、ちょっとまた検討する余地が多々あると思います。

従いまして、私の今から読み上げる文書というのは変わりませんので、ちょっとそれでしたらまた議事進行にも影響はします。ですから、議長のおっしゃるとおり、今回一旦これ以上は発言しない方がいいような気がします。いかがでしょう。一旦ここで発言は、一般質問はなしということで。

- 議長（只松秀喜君） 一般質問をやめます。

- 9番（佐伯勝宣君） はい。

- 議長（只松秀喜君） ここで休憩に入ります。再開は45分、9時45分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時40分

再開 午前9時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番阿部文俊議員、発言を許可します。

阿部文俊議員。

- 1番（阿部文俊君） 私は2問の質問をさせていただきます。

まず、最初の1問目は処分可能な町有地の利用、活用について、2番目にハラスメント

が発生しづらい仕組みづくりと今後の取り組みについてを質問いたします。

まず初めに、1番を質問いたします。

町内には処分可能な町有地がある。そこで、以下の6カ所の利活用や今後の計画について伺います。

①番、上山田地区の山田幼稚園跡地の利活用や今後の計画について伺います。これは私が議員になってすぐぐらいから動いている事業だったと思います。町長にお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） それぞれ阿部議員のご質問にある①番から⑥番につきましては、①番、②番につきましては総務課長の方から回答をさせていただきます。③番につきましては産業振興課長、④番につきましては総務課長、⑤番につきましては経営デザイン課長、⑥番につきましては産業振興課長の方から説明をさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） それでは、上山田地区の山田幼稚園跡地の利活用について、今後の計画について回答いたします。

現在、上山田南部土地区画整理準備組合が設立されております。区画整理実施に向けて協議が継続されている状況でございます。本町におきましても地権者として参加していることから、この準備組合の協議を注視しながらこの利活用を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 今総務課長から答えられました内容は、私が1年ぐらい前か半年か定かではありませんけれども、同じような回答が出たと思います。それで、また今日何の進展もなかったら、恐らくまた半年か1年後に同じようなことを質問せないかんどなります。私が言いたいのは、まずは幼稚園跡地をできれば、私はまずできるところから開発するという観点から、山田幼稚園跡地は跡地です、地域の方は方で考えられないかもしかもしれんけども、まずは処分するのが第一じゃないかなと僕は思います。そうしないと、なかなか地域の方々が一つになってやろうということがすぐには進まないんじゃないかなと思います。

実際に私もこういうことを経験したことがあります。トリアスだってそうなんです。町の方からこういうふうなことをやろうかと言ったときに、地権者はそれに対してみんなで協力しようという形の中でどんどん進みましたよ。ところが、今回、次の②番の久原と一

緒ですけれども、なかなか前に、地域のことばかり考えて、本当のまちづくりのことを考えながらも進める、早急に進めるべきだと私は思います。総務課長、どうですか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議員おっしゃることも重々承知しておりますが、当該地区におきましては、隣接する農地、それから狭小地等、個人の土地もございます。その中で、この土地を生かすためにも町有地を活用しながら土地区画整理を進めていくのが一番ではないかということで、現在上山田南部土地区画整理準備組合と協議を進めているところでございますので、町単独で実施計画を今打ち出すというのは時期尚早ではないかと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） それは上山田の地域の方々も賛成していただかないと、まちづくりとか、土地の有効利用はなかなかできないと思います。それは町の土地を利用して地域の方々が発展すれば最高のことでございます。ところが、その地権者の方々みんながまとまればいいけども、一人でもちょっとねということになれば、これはなかなか進みづらいと思います。だから、計画を持って、今まで何回ぐらいその計画をされたんですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 具体的な会議の方の区画整理組合の準備委員会の件については都市整備課長の方の担当になりますので、都市整備課長の方から回答させます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） ご指摘の上山田南部土地区画整理準備組合については、事務組合の設立までに6回以上の会議を行いまして、今年の3月に実際準備組合を設立しておりますので、地権者の中での反対者は実際もうおられません。その中で準備組合が立ち上がっております。現在現地を測量して区域を確定した作業が進んでおりますので、きちんとした地区計画、整備計画を立ててる途中っていうことで聞いております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） そういうのって、普通やったらまず計画的にどこいらまでに何かこういう計画を練って、町民の方、地権者の方に説得するかと。説得しようと思ったら大変な時間がかかるんですけども、今の話ではおおむね賛同を得たということでございます。ならば、早めにその土地利用計画を町と地権者との間で進めていただきたいと、それが町民にとっての一つのサービスになると私は思います。

では、①番目の方は大体流れがある程度分かりましたので、それ以上のことは差し控えて、次回を楽しみにしておきます。

それで、②番目に下久原地区の久原幼稚園跡地の利活用や今後の計画について、同じような内容になりますけども、今の状況はどのようになっているか教えてください。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 下久原地区の久原幼稚園跡地の利活用についてでございますが、当該土地につきましては、学校橋架け替え工事が前年度末に完了しまして現場事務所等の利用がなくなったことから、町有地単独での利活用と並行し、周辺の土地を含めた利活用を進める必要があると考えております。周辺には小学校やスーパー、病院などの施設が近くにあり、住宅地としての利活用が望まれる場所であります。利活用の検討に当たり、隣接するゴルフ場等との関係もありますので、そちらの方と協議を進めている段階でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 今の回答も、前回というか、私が一遍質問したときとほぼ同じような内容だと思います。それからの進展がないようでございますので、あるところによると、その幼稚園跡地のことに対していろいろと土地利用できないところと色々な問題が上がっていたのが、少し前に出たという話も聞いたことがあります。幼稚園跡地が使えれば早めの処置、山田幼稚園跡地と同じように早めの計画を練られて、進めていただければと思います。

次に、どんどん行きます。

その次が③番ですね。上久原地区の観光交流センター事業の計画跡地の土地の利活用や今後の計画について、同じような内容になると思いますけども、ご回答をお願いします。

○議長（只松秀喜君） 産業振興課、阿部課長。

○産業振興課長（阿部桂介君） お答えいたします。

観光交流センター事業計画跡地の土地利用につきましては、これまでの議会一般質問で答弁しておりますが、令和2年3月18日付で議会から提出されました上久原地区観光交流センター計画予定跡地の利活用を求める意見書を尊重いたしまして、持続的な農業振興に寄与する事業等の有効活用を検討し、現在もこれを視野に入れて取り組んでる状況でございます。

このような中、最終的に利活用が決定するまでの間、認定農業者の方と利用権設定を行い、麦の作付と裏作において大豆の作付が行われております。また、隣接する県道福岡直

方線の首羅橋架け替え工事が予定されており、福岡県から工事期間中、当該町有地の一部を資材置場として貸してほしいとの相談を受けましたので、その時期が来ましたら町有地の貸借については必要な手続を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 今課長から言われましたとおり、僕は思ったより前に進みながら行っているのかなという印象がありましたので、この件につきましてはなお一層の努力をさせていただいて、そしてまた周りの農地の方もたくさんおられますので、また事業をされてる方もおられますので、早急な対応をしていただければと思います。

次に参ります。④番に行きます。

上久原地区の上久原土地区画整理事業で換地した土地について、利活用や今後の計画を問います。

これは、東久原から上久原に向かって大きな県道がありますが、その住宅地じゃなくて、その右側にずっと空き地がありますね。あそこが前町長のときに一度何か話が出たことがありますけれども、その後あの利活用というので、業者がああいう土地を借りてやるとか買うというような話はあるのか、それとももうあれはどういう活用をしていくか。一時は地域の人は何か公園とかということもちらっと聞いたんですけど、そんなんじゃないくて、やっぱり貸すか売るかということをやらないと、町としては財政がなかなか苦しい中ですのでそういう土地はきちんと利活用せないかと私は思いますけども、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 状況については総務課長の方からお話をさせていただきますが、あそここの土地については私も今議員がおっしゃるような活用についてを考えていかなきゃいけないと思ってます。実際いろんなお話をいただいておりますが、今現在具体的にそこまではなかなかたどり着いてないという現状があります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 上久原土地区画整理事業におきましては、合計24筆の換地が行われております。これは平成30年に換地が行われたところでございますが、このうち現在まで宅地として活用できる分については9筆ございました。この分につきましては全て売却が完了しております。残っております土地につきましては、売却自体、利活用が不可能な状態、傾斜地であったり狭小地であったりするもの、それからバス停、ごみ置場等の目的

を持って利活用している部分がございますので、その分が売却不可能土地として残っております。

議員ご質問の池上池周辺の一団の土地、こちらは17,680㎡ほどございます。こちらにつきましては、開発行為可能区域ということもあり、また監査での指摘事項にもありますとおり早急な利活用、売却を含めた利活用を求められておりますので、企業誘致も含め宅地化を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 要は、あの地域は本当に通りから見ると景観がいいと僕は思うんです。町有地の反対側は、反対側というかやぶというか木が生えてますけど、池に向かって物すごい景観がいい状況になるんじゃないかなと私は思います。だから、もったいない土地を早く景観のいい住宅の造り方とか、企業であればいろんな事業を考えて、景観を守れるような事業者を提供していただければと、これは私がお願いすることではありませんけど、そういう考えの中で開発も緑豊かな、それと自然を見られる環境の中での開発をしていただければと思います。今のところそういう形で少しずつ前に進んでおるということをお聞きしましたので、今後を楽しみにしたいと思います。

それで、次に行かせていただきます。

⑤番、草場地区の地場企業から買い戻した土地について利活用、これも利活用を今後どう計画にしてあるのかお伺いいたします。

○町長（西村 勝君） 経営デザイン課、小森課長。

○経営デザイン課長（小森政彦君） お答えいたします。

議員ご質問の草場の長浦地区の開発につきましては、令和元年度に策定いたしました地域活性化ゾーン土地利用方針において、持続可能な開発と社会潮流に即したSDGs型健康産業モデル団地を目指すことを方針としております。その上で、令和3年度に健康産業拠点ゾーンにおける事業化検討調査を行っております。長期的な町の発展に寄与する拠点として開発可能であるかを複数の事業者とともに検討をいたしました。未来社会に向けて社会課題の解決に着手したい事業は一定数確認ができ、事業可能性はあると判断しているところです。

また、令和4年度には健康産業拠点ゾーンプロジェクト基本計画を策定いたしましたが、この基本計画は施設整備が先行した土地開発、事業展開ではなく、現在の地域課題や社会課題の解決に寄与することに重点を置いた計画です。健康産業拠点ゾーンに係る事業は、今後のまちづくりの方向性を示す拠点になることや社会課題の解決に先進的に取り組

む持続可能な産業モデルを構築することを目指しております。企業誘致だけではなく、安定的に住宅供給できる場所としての役割も併せて検討しているところでもあります。そのためには、未来社会に必要な役割や機能を持つ事業モデルの実証と検証を重ねながら、段階的に開発を進めることが最適であるという結論に至っております。町の財政力だけでの推進は困難であるため民間活力も生かしながら進める必要があるとし、今のところ議論を進めているところになります。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） あそこいらは僕もちょっとようとあれなんですけども、あの地域は農業者が結構入り乱れたような感じのところも近辺にあります。あわせて、今高齢化社会の中で農業を守ろうと思ったら、大変な時代になってきております。それも併せて、その跡地利用とかみ合わせてその開発ということも考えて、そこに住む方がもっと住みやすくなるように頑張りたいなと思っております。できるだけそれもある程度の方向性は早めに決めていただいて、町民が描けるまちづくりを希望するような形にしていだければと思います。そういう形で進めたいと思います。

それで、次に⑥番目に参ります。

町内にある農業用水として機能していないため池について進展があるかどうか。また、そういうところを前に聞きましたけれども、その利用されていない池の利用、活用を、また災害の面からもテレビで盛んに全国で二千何カ所そういうため池の危ない、必要ではない池があるとかという報道もあっておりますので、久山町でもそういうふうに危険なため池があったり、利用してないため池等があるということを知りましたので、併せてその池の活用がどういうふうな形で進んでいるか教えていただければと思います。

○議長（只松秀喜君） 産業振興課、阿部課長。

○上下水道課長（阿部桂介君） お答えいたします。

トリアスの南側、県道筑紫野古賀線の沿線上にあります塚崎池におきましては、下山田農区より令和7年度以降は農業用ため池としての利用を廃止し、町に管理権を返還する旨の届出が提出されてるところでございます。その他のため池につきまして現在農業用ため池として使っていないため池もございますが、そこにつきましては山際の方にあるため池の方になりますので、調整池としての活用の方で利用されたいということでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 今課長が言われたように、あその池は過去にも事故があったりし

て、何も意味のない水がたまっていたりして、またあの近辺の企業も恐らくあれが使えれば使いたいよねという希望があると思いますので、今言われたように早めにため池の利用という形で町の方としても頑張っていたきたいと思います。

なぜ私がこういうふうには土地の利用、活用をおあわあ言うかといいましたら、今久山町には何をやるにしてもお金がないお金がない、大変なことはよく分かっております。だったら、そういうことを利用して財政をある程度計算できる土地の活用をやっていかないと、久山町の維持管理というのが大変になってくると思います。だから、今使っていない土地利用を管理するだけでもお金がかかるとしますので、今後そういうふうなところは改善しながら町の財政を補える、そしてまた補うことによって町民が豊かになればこれは一番幸いなことだと思いますので、この6点に対しまして町として真剣に考えていただいて、またそういう町有財産、池とかというのは町民の我々みんなのものでございます。それをいかに生かしていただいて還元していただければと私は思います。その点につきまして、町長の方からお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員の土地利用についてやっていかなきゃいけないということは重々、今回のご質問についても私にとってもそういうふうにはやっていきたいなと思いますが、一点、今議員のお話にあった何においてもお金がないっていうことは、今現在そういうことはあまりないと思います。久山町独自で単費を投入していろんなこともやってます。それはある意味、法人住民税にしろ税収がしっかり入ってきたということもあります。ですから、私はほかの町に比べると水準がそういうふうなことで、久山町だから抑えられてということはそんなにもうなくなってきてると思ってます。

ただ、こういう面につきましては、やはり金額が違います。しかも、できるだけ税金を出さずに企業の方に出していただくというのが大事、町民の税金を活用する上でも大事だし効果的だと思いますので、その辺も含めた上でこういう事業をしっかりやっていこうと思います。

私としても、できるだけそういうふうな税収を上げていくということも大事ですし、もう一つは、これから先、企業誘致だけで町が豊かになるかということ、物流の問題になれば沿線沿いにたくさんできてるところになって、これから先、人口が減ったときに果たして物流の企業がそれからずっと続いていくかとなった問題とか、いろんなところもあると思います。ですから、久山町にとってどういう状況が一番いいのかという絵をしっかり描きながら土地利用というのは考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 今町長が言われたこと、ほぼ私の考えを付け加えてもらったように、中身的には私もそう思います。だから、ぜひこういう活動を、というか私もこれからもいろいろ考えながら地域の方と相談しながら、あそこの池のことだって地域の方に相談しながら2年前ぐらいからずっと話をしてきましたけども、それが前に一歩進んだということは町長がやる気があったんだなということで、つくづく私は感謝申し上げます。

そういう中で、何事も町長決断をとということになってまいります。町長が決断すれば、それに向かってみんなが進めばいい話でございます。これからも町長の力強い決断を期待しながらも、この問題は終わります。

じゃあ、次に参ります。

2番目にハラスメントが発生しづらい仕組みづくりと今後の取り組みについてを質問いたします。

最近、新聞やテレビ等の報道で、地方自治体での町執行部や議員のハラスメントが問題になっております。2、3日前の新聞もある議員から聞きまして、これはもうここまで来たかなと思うぐらい新聞に載りました。そういうこともある中でも、私たち議員としてもこの問題をそのままほったらかすわけにはいきません。そのためにも、議員のハラスメントの研修も盛んに行われて、議員全員で勉強に行ったことも講演に行ったこともあります。

そういう中で、本町においては既に久山町職員のハラスメント防止指針や久山町職員のハラスメント防止等に関する規程を定め、ハラスメントの防止に対する仕組みはもとより、発生後の対応についても定めている。そこで、ハラスメントが職場や被害者を含む多くの方々に与える影響については、非常に大きいと考えます。本町においてハラスメント防止の観点から何に注力して取り組んでおられるのか。

これは久山町がそういうふうな問題があるということではないと思いますけども、ただこれからどういうふうな状況で、互いの目線で話し合う中でならばこういうハラスメントは起こらない、また戦争だってそうです。ウクライナとロシアがもう少しお互いの話を聞いてお互いの目線でやれば、理解すれば何の問題もないんです。そういうことも踏まえて、このハラスメントに対しましても今の時代はいろいろと新聞や何やかんやに載っております。こういうことがないように、まずは予防しながらも町長が指揮を執ってこの問題を、何かあったら困るから、おまえたち、ちゃんと上下関係もいろいろあろうけども、お互いに理解し合える職場にしていただければ、私は久山町の職員の頑張りが見えてくると思います。そういう観点からこの問題を出しました。これについて町長のお考えをお願い

いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員のご質問、ご指摘、今後のそういうご心配されている、これは議会も私たち行政も含めていろんなところで今後社会的に取り組まなきゃいけない内容かなということで考えてます。また、職員の方には、いろんなところで業務等も多くなりながらも頑張っていたらというのも十分理解してます。今後のその方針等につきまして、総務課長の方からお話をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 職場におけるハラスメントにつきましては、働く個人としての尊厳を不当に傷つける許されない人権侵害行為であるとともに、職員がその能力を十分に発揮することを妨げるものとなっております。また、町にとっても職場の秩序の乱れ、業務への支障につながり、ひいては住民サービス、こちらの低下や住民からの信用、信頼を失うことになりかねません。

このため、町ではハラスメントに該当する行為を排除し、その防止に努めることにより、ハラスメントのない良好な職場環境の創出を目指すため、令和2年に、先ほど議員がおっしゃいました久山町職員のハラスメント防止指針、こちらの方を策定しまして、この指針に基づき必要な研修や相談体制等の構築を実施しているところでございます。また、同年、久山町職員ハラスメントの防止等に関する規程を設けまして、ハラスメント防止と問題が発生した場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めているところでございます。

現代社会におきましては多くのハラスメントが存在しており、その一つ一つの定義について曖昧なところも多くあります。ハラスメントは嫌がらせ、言動により相手を不快にさせることを指しまして、たとえ発するほうに悪気がなくても受け取る側が不快に感じればハラスメントになりかねないため、その境界線が非常に難しいものと考えております。まずはハラスメントとは何か、ハラスメントが人権侵害であるという認識を全員で共有することが大切であると考えております。そのためにも、全職員に対し今後とも研修等を通じ、その概念を認識していただくよう取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 今言われたように、ハラスメントというのは過去は何もなかったけども、今は時代がそういう時代じゃないかなというのをつくづく感じることも多々ありますので、お互いに信じながら、この前のオリンピックじゃないけども、お互いのチームがお

互いを信じ合おうやというところで一つになって勝ったり負けたりします。そういうことでもありますので、お互いに信じながらもその相手のことを考えるということだろうと思いますので、今後ぜひこのハラスメントということに関しましては、その対象者がおられるかおられないか私も何も分かりません、それが表に出てこないように理解してやっていただければと思います。

以上で私のを終わりたいと思いますけど、町長、何かあったら、なかったらよろこびます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） いろいろこういうので、本当に今社会的にも皆さんもいろんなことでいつも考えられてあって難しい問題であるなと思っています。やはり一番大事なことは、お互いがお互いのこういうことによって組織として距離が遠くならないってことも一つ考えなきゃいけないんじゃないかなということがありますので、そういう面も含めた上で今後しっかりと考えていきたいと思っています。

以上です。

○1番（阿部文俊君） 以上で終わります。

○議長（只松秀喜君） ここで休憩に入ります。再開は10時35分、10時35分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時17分

再開 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番久芳正司議員、発言を許可します。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） 2番久芳でございます。

本日の質問事項は、学校施設のトイレほか3件の事項について質問させていただきます。ご回答のほどよろしくお願いいたします。

一つ目の事項といたしましては、学校施設のトイレについての質問でございます。これまでに幾度となく、小学校、中学校への温かい便座の設置を要望してまいりました。今の状況、これからの設置についての計画についてお尋ねいたします。

これまでは、町の理解をいただき、山田小学校は令和5年2学期から使用ができたことを令和5年9月の議会で報告を受けました。私も現場を確認いたしました。山田小学校の

生徒さん、ご父兄の方々も大変喜んであることも聞き及んでおります。

では、久原小学校、久山中学校、これがどのような計画になっておるのか、詳細にお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 教育課長の方からご報告をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

温便座の設置につきましては、全ての小・中学校において設置するというところで、計画に基づいて順次設置の方を進めております。山田小学校につきましては昨年度で全て終了しております。今年度は、久原小学校の男子用9基、女子用24基を設置いたします。久山中学校は来年度、令和7年度を予定しております。久山中学校につきましては、男子用11基、女子用20基、全部で31基を温便座にする予定でございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 小学校はすぐにできるということではよろしいかと思いますが、中学校の令和7年というのは7年度の予算ですか、それとも7年に入ってから施工ということでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

令和7年度の予定にしております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 令和7年度ですね。これは前倒しの6年ということではできないでしょうか、また金額的にどの程度を考えてあるのかお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 令和6年度につきましては、久原小学校の設置を計画しております。先ほど申し上げましたとおり、計画的に1年ごとに各小学校、中学校ということで計画しております。今からですとどちらにいたしましても冬には間に合いませんので、こちらにつきましては令和7年度工事ということにしております。工事費につきましては、まだ中学校につきましては予算の方を立てておりませんので、来年度に向けて予算の方は見積りの方をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 説明はよく分かりました。できることであれば冷たい思いをさせないためにはこの冬にやっていただきたいという希望を持っておりましたが、そういう計画であれば仕方がないと考えております。

では、次の質問に移らせていただきます。

2項目めにつきましては、県道福岡直方線に沿った歩道拡幅についてお尋ねをいたします。

令和5年12月定例会での都市整備課長の説明では、県として久山町内工事においては重要性の順位によって定めるということをお願いしていただきました。その当時は、猪野南大橋付近の歩道整備が進められていたが、現在の久山町の優先順位というものはどこが上位になっておるのかお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 都市整備課長の方からですね、回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えいたします。

福岡県福岡県土整備事務所が今年度工事を行っている箇所は、県道猪野篠栗線の猪野南大橋付近の道路整備となっております。順調に工事が進めば、今年度で完了することでした。

町からは、県道福岡直方線の歩道の拡幅以外にも、県道猪野篠栗線の危険箇所の整備や県道猪野土井線の整備工事等を重要箇所として要望書を令和6年8月に提出しているところでございます。先日福岡県土整備事務所を確認しましたところ、現在の優先順位は県道猪野篠栗線の道路整備であることに変わりはありません、今年度行っている県道猪野篠栗線の歩道整備工事が完了した後の次の優先すべき工事については現在のところ決まっておりませんとのことでした。

今後の見通しについては、言うまでもなく、県道整備は県土整備事務所が行いますので分かりかねますが、町としましては早期に事業化がされるよう引き続き県土整備事務所に要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 今課長さんがおっしゃられた猪野篠栗線ですが、この件の工事が終わった後、次の段階として私が希望しておるところは上がってくる予定はありますでしょうか、それとも全くほかの件があるのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 先ほども申しましたとおり、県の方ではほかの箇所も町としては要望しておりますので、その件を含めて上がるかどうかは町の方では分かりません。県の方も今の段階では分からないというふうにお答えされてあります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） では、県の方がどうするという事は、町の要望が強くあればそれは採用されるということになりませんか。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 県土整備事務所が抱えてある道路は町内以外にもございますので、県の予算の範囲内になってくるかと思っておりますので、町としての要望はほかの地区と同じように要望しておりますので、その点は県との協議に最終的にはなってくるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 確かに課長がおっしゃるように、福岡県の窓口には各市町村からの要望が限りなく出されていると聞き及んでおります。町の執行部も大変お忙しいこととは理解しておりますが、県の窓口にしげく顔を出していただき、県の動向を確認しながら、一日も早く町民の希望をかなえていただくことはできないか、再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今久芳議員がおっしゃった話というのは、私も当然久山町全体の中で県の事業として要望していかなくちゃいけないということに対してはしっかりと要望していくべきだと思いますので、全体的に久山町の中で県の方の事業によって改善をしていただくということについては引き続きやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） その件はまたよろしくお願いいたします。

それでは、三つ目に移らせていただきます。

3項目めとして農地保全対策について。

令和6年6月定例会一般質問において農地保全対策や米のブランド化について提案を行いました。何か提案が出たかお尋ねをいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この農業の問題というのはそういう一朝一夕でなかなかすぐできない、いろんな問題もあると思います。6月議会で久芳議員がお話をしていただいたこと、私も同じような考えを持ってるという回答をしたと思います。

それで、この事業について具体的にこういう形で進んだというのはありませんが、2点あるとすれば、当然この中でブランド化をしていくっていうことになったときに土作りからやっていかなきゃいけないということで、大学関係と企業関係とは議論を深めるということを数回やっています。あと一つは、農業委員会の方ですね。7月8日に農業委員会の皆さんと意見交換というのを1時間以上持たせていただきました。その中で議論をしたっていうのが今の進捗状況かなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） ありがとうございます。これは大変難しい課題でもあり、私の提案から日が浅く、まだすぐに回答が出るとは考えておりません。回答をありがとうございます。

この件につきましては、地権者、生産者、そして消費者、久山町の4者が一体となって取り組むことでよき物事が生み出せると考えておりますので、町長のこれからの一層の努力をさらにお願ひしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 回答ですか。

○2番（久芳正司君） いや、もう。いいです。

○議長（只松秀喜君） いいですか。

○2番（久芳正司君） その回答はいただかなくても、大体先ほどの言葉が回答であったと考えておりますので、よろしいかと思ひます。

それでは、次の4番目に移らせていただきます。

4番目は、市街化調整区域における土地利用の規制緩和についての質問でございます。

住居に挟まれた土地について、市街化調整区域による規制を何らかの方法で緩和し、宅地等として利用できるようにすべきではないかと考えて質問をいたします。

これまで半世紀以上拘束されている住居に囲まれた土地は緩和すべきではないか。西村町長から数えると5代前の小早川町長が、この小さな久山町の90%以上を市街化調整区域として指定されました。当時の町民の考え方としては、調整区域とあるのは、ある程度土地利用のできるものと考えておりました。しかし、分家住宅や既存住宅、宅地に限られるなどと、制限はとても厳しいものでした。時代の変化とともに土地利用も変化するべきではないでしょうか。今回の提案は、現在宅地に囲まれた土地利用などの優先的な緩和で

す。

町長にお尋ねいたします。町長のお考えはこれまでどおりこれからも町の方針として人口を増やすことには変わらないか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今、久山町の土地利用政策について久芳議員からご説明がありました。確かにいろんな面で、経済優先の時代にとってはそういう逆に開発ができないという問題はありました。しかし、今人口減少社会を迎えた上で、この自然っていうものが久山町にとっての強みになってるとするのは一部当然あると思います。そのためにも、農林業をしっかりと守っていかなきゃいけないというのが私の今の考え方で変わりません。

あと一つは、人口につきましては、この人口減少社会になっていく上で、久山町が今から急激に人口を伸ばしていこうっていうことが実際に久山町にとって必要かと言われれば、私はそうではないと思います。ある一定程度の人口の皆さんが計画的に今と同じように入っていく。これは調整区域をかけて実際人口がなぜ増えてるかっていうのは、要するに地区計画制度を導入して少しずつ宅地を増やしていった。ですから、都市と農業が共生してるっていうのはそういう形で生まれてると思います。

今後は、議会でもご説明してますが、ある一定程度、逆にこの農業が農業で立ち行かなくなってる、もしくは農業利用ができずに資材置場になっていく、この現状をどうしていくかっていうのがやはり大事なポイントだと思います。そのため、沿線沿いにつきましては、ある意味、私の土地利用の変化だと思います。

議員のご質問にあっている住宅地と住宅地の間っていうのが具体的にどういう状況なのかっていうのがちょっと今ご説明の中では分かりかねますので、ケースによっては違うかなと思うんですけど、私にとっては地区整備計画の間に、その住宅と住宅の間にあるっていうところに対して農地があるっていうものについては、その分については地権者の合意があるならば地区計画を広げるっていうこともあり得ると思います。ただ、それについては、あくまで住宅と住宅地の間にあるところという狭いエリアだと思います。だから、そういうことについては検討の余地が今後もあるんじゃないかと捉えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 今町長がお答えになった、私が望むところはそこでございます。

町の人口増は、区画整理法等による新興住宅が増加していくことは認められております。しかし、従来の集落内での状況は、老老家族が増え、若者は減り、従来の集落の活動

ができなくなりつつあることはご存じか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当然私もここに住んでおりますし、地域のいろいろな活動には参加しておりますので、その現状というのはよく分かってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 確かに確認していただいてありがとうございます。町として既存集落区域の衰退の対策、これは何かやっていただきたいと考えておるところでございます。

久山町に市街化調整区域の制限が施行されて60年もたつ今日に至っても、住宅の建設があえて住宅の建て替え、あるいは分家住宅の許可に限られております。空き地や農地は住宅用として売却はできません。今こそ調整区域の緩和というか、見直しを行ってこそ既存集落を活性化させるとともに健全な農地保全につながっていくのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 基本的に私は、既存集落内の周辺が住居であって、それ以外のところは農地であってと、そういうのは守っていくというのが久山町の都市計画のスタイルだと思ってます。その既存集落の中で、今久芳議員が言われてあるような少し既存集落の間の中であって地区整備計画がかかってないようなエリアについては、そこはあると思いません。

でも一方で、私として市街化調整区域を外し、外しというか見直しをしてやっていくようになったときに、この農地が本当に守れるかっていうことはなかなか難しい状況が起こるだろうと思ってます。ですから、今久山町というのは地区計画制度を活用しながら人口が緩やかに増加し、何が大事かという、先日もお話しさせていただきましたが、新しい住宅というよりも既存住宅内にある空き家をいかに活用して転入をしてもらう、もしくは定住してもらうかっていうことに力を両方やっていく。これは恐らくどこの自治体も同じ問題にこれから先なります。久山町が今の現状、人口が増えながらこういうふう発展してる状況でそこに目を向けるっていうことが次の未来をつくることになると思ってますので、それに対しては農業と同じように力を入れてやっていきたいと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 今町長がおっしゃるように、その既存集落を活性化、しっかり守る、そのことによって農用地の保全というのに同時につながっていくと私は考えております。

私がぜひ申し上げたいのは、既存集落地内での地区整備計画、あるいは都市計画マスタープランに入っていない土地、こういう土地が空き地であり農地であると。この場所は今から先、荒れ地になっていくというような現象が少しずつ現れてきておりますので、この点をぜひとも緩和していただきたい、緩和というか見直していただきたいと重ねてお願いいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 地権者の同意もあると思いますし、その具体的な場所によって変わってくると思います。

ただ、先ほどもお話をさせていただいてるように、この調整区域を引きながら緩やかに地区計画制度を活用して人口を増やしてきたことで推計上30年後も労働力人口が減らないということは、急激に人口を増やすってということは町にとってその後の反動が来るっていうことで、他のベッドタウンであっても同じように起こってきてるというので、今問題となっています。ですから、久山町としてもあまり人口移動をそんなに大きくしないということが大事です。そのために、いかに住宅政策を打っていくかの一つの方法としては、今久芳議員がおっしゃった話っていうのは一つの手法としてありますので、その辺も含めた上で今後人口政策を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 私の質問におおむね納得できるご回答をいただきました。ありがとうございます。終わります。

○議長（只松秀喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時58分